

その他各種助成・手当



不妊・不育への支援

不妊治療・不育症治療費の助成

問 健康増進課 ☎82-3692 IP88-9087 FAX82-7234

宇陀市の独自事業として、不妊や不育症に悩む夫婦に対し、不妊治療や不育症治療にかかった費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図ります。

対 象 (次の①～⑥すべてに該当する人)

- ①申請時において、夫婦のいずれか一方が宇陀市に住所があること
- ②婚姻の届け出をし、引き続き婚姻関係にあること
- ③医療機関によって不妊治療又は不育症治療が必要であると認められた方
- ④医療保険各法による被保険者又は被扶養者であること
- ⑤夫婦のいずれも市税等の滞納がないこと
- ⑥夫婦の前年度合計所得が730万円未満であること

場 所 健康増進課(榛原下井足17番地の3 宇陀市役所1階)

助 成 助成金の交付は、当該年度につき1回。助成額は当該年度の対象治療に要した自己負担額の2分の1以内とし、不妊治療費については上限5万円。
不育症治療費については上限10万円。

申請に必要なもの

●印鑑 ●領収書 ●健康保険証 ●その他市長が必要と認める書類等

奈良県不妊専門相談センター

問 奈良県不妊専門相談センター ☎0744-22-0311

不妊に関して悩み、迷っている人への専門相談員による無料相談窓口です。

対 象 不妊に関して悩んでいる方など **場 所** 奈良県不妊専門相談センター

電話相談 ☎0744-22-0311 毎週金曜日 13時～16時

面談相談 予約制 毎週第2金曜日 13時～16時 奈良県医師会館内(橿原市内膳町5-5-8)

広 告

外装塗装
屋根工事
防水工事



株式会社カラーワークス

現地調査・お見積り
無料

榛原天満台西2丁目18-2

(株)カラーワークス

Q 検索

お気軽にご相談下さい

TEL:0745-85-5229

FAX:0745-85-5228

<https://colorworks-co.com/>

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等への医療費の助成

問 保険年金課 ☎82-3672 IP88-9086 FAX82-7234

ひとり親家庭の親子の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成します。

対 象 宇陀市内に住所を有し、健康保険に加入しているひとり親等の父または母と18歳に達する日以後最初の3月31日に達するまでの児童や、父母のいない対象児童

申 請 ▶未就学児

【県内の医療機関を受診するとき】

「ひとり親家庭等医療費受給資格証」と「健康保険証」を医療機関に提示し、福祉医療の一部負担金のみを支払う。

【県外の医療機関を受診するとき】

健康保険の自己負担額を医療機関で支払い、領収書等を市役所窓口へ持参し、医療費助成を申請する。後日、資格申請時に登録された口座へ振り込みます。

▶未就学児以外

【県内の医療機関を受診するとき】

「ひとり親家庭等医療費受給資格証」と「健康保険証」を医療機関に提示し、健康保険の自己負担額を支払う。後日、資格申請時に登録された口座へ振り込みます。

【県外の医療機関を受診するとき】

医療保険の自己負担額を医療機関で支払い、領収書等を市役所窓口へ持参し、医療費助成を申請する。後日、資格申請時に登録された口座へ振り込みます。

場 所 保険年金課(榛原下井足17番地の3 宇陀市役所1階)

申請に必要なもの

【県内受診】 特になし 【県外受診】 ●印鑑 ●領収書 ●その他市長が必要と認める書類

期 間 自己負担額を医療機関窓口で支払った翌日から起算して5年以内

助成額 健康保険の自己負担額から下記の一部負担金を除いた額

【通院】医療機関ごと(院外薬局を除く)に月額500円

【入院】医療機関ごとに月額1,000円(14日未満の入院は500円)

※ただし、こども医療費助成制度対象年齢の方(18歳に達する日以後最初の3月31日までの方)の場合は、入院にかかる一部負担金はありません。

広 告



皮フ科 大野クリニック

OHNO Skin Clinic

診 療 時 間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM 9:00~12:00	●	● 11:30まで	●	●	●	●	／
PM 4:30~ 7:30	●	●	●	／	●	／	／

院長：日本皮膚科学会認定皮膚科専門医 大野 治彦
 桜井市桜井721-5「国道165号線 薬師町東交差点すぐ」

手術・往診 応需

☎0744-42-0120

<https://www.hifu-oh33.com>

⑩15台有

休診日 木土午後 日曜・祝日

その他各種助成・手当

児童扶養手当

問 こども未来課 ☎82-2236 IP88-9080 FAX82-3900

父母の離婚、父母が重度の障がい、婚姻によらない出生などの理由により、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育する家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の推進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

対 象 18歳到達後、最初に迎える3月31日までのひとり親家庭児童(児童に法令で定める程度の障がいがある場合は20歳)を監護・養育する方。

月 額

区 分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	44,140円	54,560円	60,810円
一部支給	10,410円～ 44,130円	15,620円～ 54,540円	18,750円～ 60,780円

※所得制限があります。

※手当の受給から5年を経過するなどの要件に該当し、就業などの一定の条件に該当しない方は、手当額が最大2分の1減額されます。

なお、一定の要件に該当する方が所定の手続きをされた場合は減額されません。

※手当の額は、法改正により変動する場合があります。

公衆衛生の豆知識

出典：首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)より加工・編集して作成

正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ●爪は短く切っておきましょう。●時計や指輪は外しておきましょう。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

障がい児等への支援

未熟児養育医療給付

問 保険年金課 ☎82-3672 IP88-9086 FAX82-7234

身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合、その治療に要する入院医療費の自己負担分を助成する制度です。

対 象 宇陀市内に住所があり、指定養育医療機関において、次のいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めた満1歳未満の未熟児。

①出生児の体重2,000グラム以下の場合

②生活力が特に薄弱であって、次に挙げるいずれかの症状を示す場合

【一般状態】運動不安・けいれんがあるもの・運動が異常に少ないもの

【体 温】摂氏34度以下のもの

【呼吸器・循環器系】

●強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

●呼吸数が毎分50を超えて増加する傾向にあるか、又は毎分30以下のもの

●出血傾向の強いもの

【消化器系】

●生後24時間以上排便のないもの

●生後48時間以上嘔吐が持続しているもの

●血性吐物、血性便のあるもの

【黄疸】生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

申 請 出生日から1か月以内に保険年金課まで(榛原下井足17番地の3 宇陀市役所1階)

申請に必要なもの

- 養育医療給付申請書 ●養育医療意見書 ●世帯調書 ●健康保険証
- その他市長が必要と認める書類等

助成額 治療に要する入院医療費の自己負担分を助成します。ただし、世帯の所得税額に応じて入院治療費の一部は自己負担となります。

心身障がい者への医療費の助成

問 保険年金課 ☎82-3672 IP88-9086 FAX82-7234

心身に障がいのある方に対し、医療費の一部を助成します。

対 象 身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A1・A2をお持ちの方

申 請 ▶未就学児

【県内の医療機関を受診するとき】

「心身障害者医療費受給資格証」と「健康保険証」を医療機関に提示し、福祉医療の一部負担金のみを支払う。

その他各種助成・手当

【県外の医療機関を受診するとき】

健康保険の自己負担額を医療機関で支払い、領収書等を市役所窓口へ持参し、医療費助成を申請する。後日、資格申請時に登録された口座へ振り込みます。

▷未就学児以外

【県内の医療機関を受診するとき】

「心身障害者医療費受給資格証」と「健康保険証」を医療機関に提示し、健康保険の自己負担額を窓口へ支払う。後日、資格申請時に登録された口座へ振り込みます。

【県外の医療機関を受診するとき】

健康保険の自己負担額を医療機関で支払い、領収書等を市役所窓口へ持参し、医療費助成を申請する。後日、資格申請時に登録された口座へ振り込みます。

場 所 保険年金課(榛原下井足17番地の3 宇陀市役所1階)

申請に必要なもの

【県内受診】 特になし

【県外受診】 ●印鑑 ●領収書 ●その他市長が必要と認める書類

期 間 自己負担額を医療機関窓口で支払った翌日から起算して5年以内

助成額 健康保険の自己負担額から下記の一部負担金を除いた額

【通院】医療機関ごと(院外薬局を除く)に月額500円

【入院】医療機関ごとに月額1,000円(14日未満の入院は500円)

※ただし、こども医療費助成制度対象年齢の方(18歳に達する日以後最初の3月31日までの方)の場合は、入院にかかる一部負担金はありません。

特別児童扶養手当

問 こども未来課 ☎82-2236 IP88-9080 FAX82-3900

20歳未満で精神または身体に障がいのある(法令による定めあり)児童を監護している父または母もしくは父母に代わって児童を養育(児童と同居し監護し生計を維持すること)されている方が受給できます。

月 額

障がい程度	手当の額(児童1人あたりの月額)
1級	53,700円
2級	35,760円

※所得制限があります。

※手当の額は、法改正により変動する場合があります。

障害児福祉手当

問 介護福祉課 ☎82-3675 IP88-9088 FAX82-7234

20歳未満の方で、政令の定める程度の重度の障がいのため、在宅での日常生活において常時の介護を必要とする方に支給される手当です。

月 額 15,220円(月額)

※所得制限等、支給に制限があります。

※手当の額は、法改正により変動する場合があります。

その他の医療費助成

成人男性風しん抗体検査・予防接種

問 健康増進課 ☎82-3692 IP88-9087 FAX82-7234

風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった男性(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた)は、抗体保有率が低く(約80%)なっています。そのため、令和7年3月31日までの期間に限り、対象の方にクーポン券をお届けしています。まずは風しんの抵抗力を確認するため、抗体検査を受けましょう。



対 象 宇陀市に住民登録がある、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれの男性。

以下のいずれかに該当する方は、希望者のみ受けることができます。

- ①過去に風しんにかかった(検査で証明)記録がある方
- ②過去に風しんの予防接種をした記録がある、または接種したか不明の方
- ③平成26年4月以降に風しん抗体検査を受けて抗体がある記録のある方

場 所 実施医療機関【クーポン券と同封のお知らせをご覧ください】

実施期間 令和7年3月31日まで

その他の各種助成・手当

妊娠判定受診券の交付

問 健康増進課 ☎82-3692 IP88-9087 FAX82-7234

非課税世帯の方を対象に、妊娠による経済的な負担を軽減し、安心して妊娠期間を過ごせるよう、妊娠判定のための受診費用を補助します。

対 象 非課税世帯の女性

場 所 健康増進課(榛原下井足17番地の3 宇陀市役所1階)

補助額 1回の受診につき上限7,000円(ひとり年2回まで)

持参物 印鑑

※本人以外の届出の場合、身分証明ができるものを持参してください。



広 告

整形外科 内科
外科 リウマチ科

福井療院

	月	火	水	木	金	土
8:30 ~ 13:00	●	●	／	●	●	●
17:00 ~ 19:00	●	／	／	●	●	／

休診日：水曜日、日曜日、祝日

往診・訪問診療可

室生大野 2253(室生口大野駅前)

☎(0745) 92-2006